

◇ 決議の内容 ― 昨年度の組合同盟大会は『組合同盟と日本労働農党の關係並に組合同盟關係の党役員に關する決議案』を採擇した。この決議案の眼目は、この組合との差異を可能なる範圍に於いて組織化せんとするにあり、實際問題としては兩者の役員の混合を避けんとするものであつた。この決議案の精神は今日に於いても正しいのであり、今後党も組合も益々日常の鬭争を活潑にするにつれて愈々必要とされる決議である。

本大会は昨年度大会の決定の精神により且つ現在

の諸事情を考慮して左の如き具体的方針を決定せんとす

1 人事關係

イ 組合本部・組合本部・各地方聯合會・各支部の執行部役員は、各支部・各地方聯合會・各支部の執行部役員に兼任するを得ず

ロ 右につき従来兼任ある者は即時役員關係の整理を實行すること

2 労働組合独自の任務

イ 労働組合の任務は労働大衆の産業別或は職業別組織を以てする経済闘争に在り、無産政党的任務は地域的組織による被雇大衆の政治的動員にある

ロ 従て労働組合の組織的形態に依る政治闘争はこの組合自体の経済闘争の發展の結果としてのそれであつて、労働組合の立場